

**令和5年度 都留市文化財審議会
(第1回会議)
資料 2**

**「都留市長期総合計画後期基本計画を
踏まえた文化財の今後の活用について」**

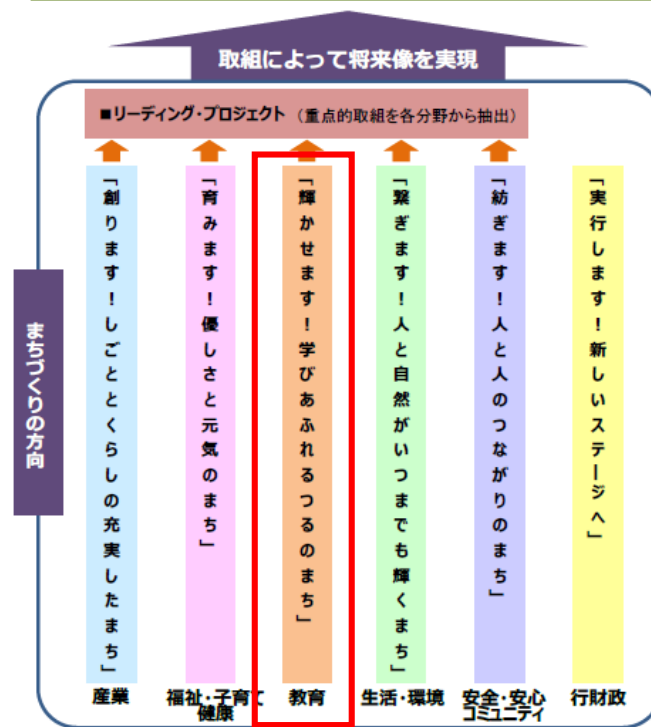
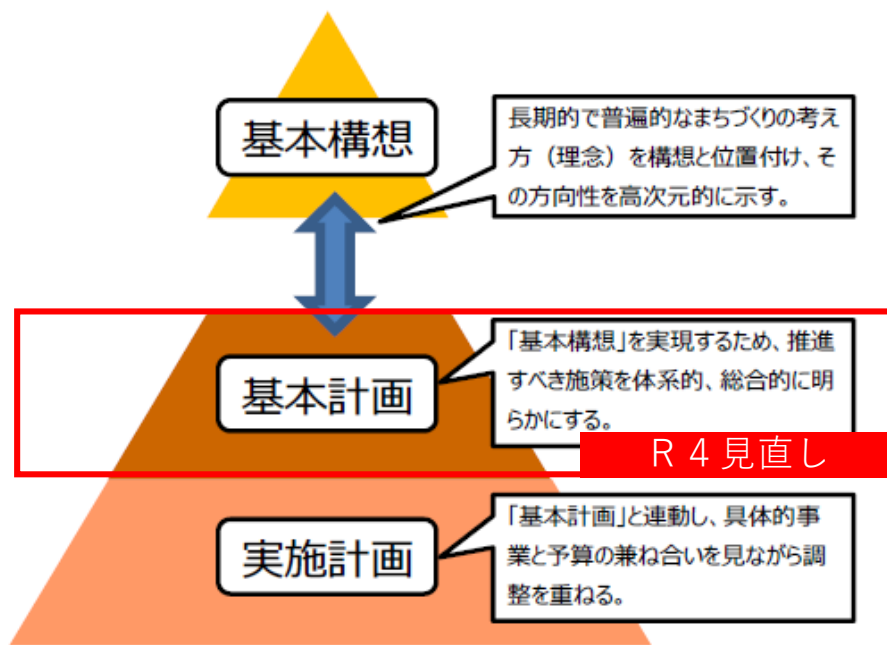
長期総合計画における教育分野の位置づけ

・長期総合計画は、市のいろいろなまちづくりの取り組みをまとめた長期にわたる総合的な計画であり、「基本構想」「基本計画」「実施計画」の三層において計画の実施を図るもの。本計画期間は11年間（平成28年度～令和8年度）で設定しており、昨年度見直しを行い設定した「後期基本計画」は令和5年度～8年度の4年間に該当する。

・基本計画では、将来像である「ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる」の達成のため、6つのまちづくりの方向と、その方向からピックアップした重点施策（リーディング・プロジェクト）を位置付け。うち、教育分野に係る方向性として、「輝かせます！学びあふれるつるのまちづくり」を設定している。

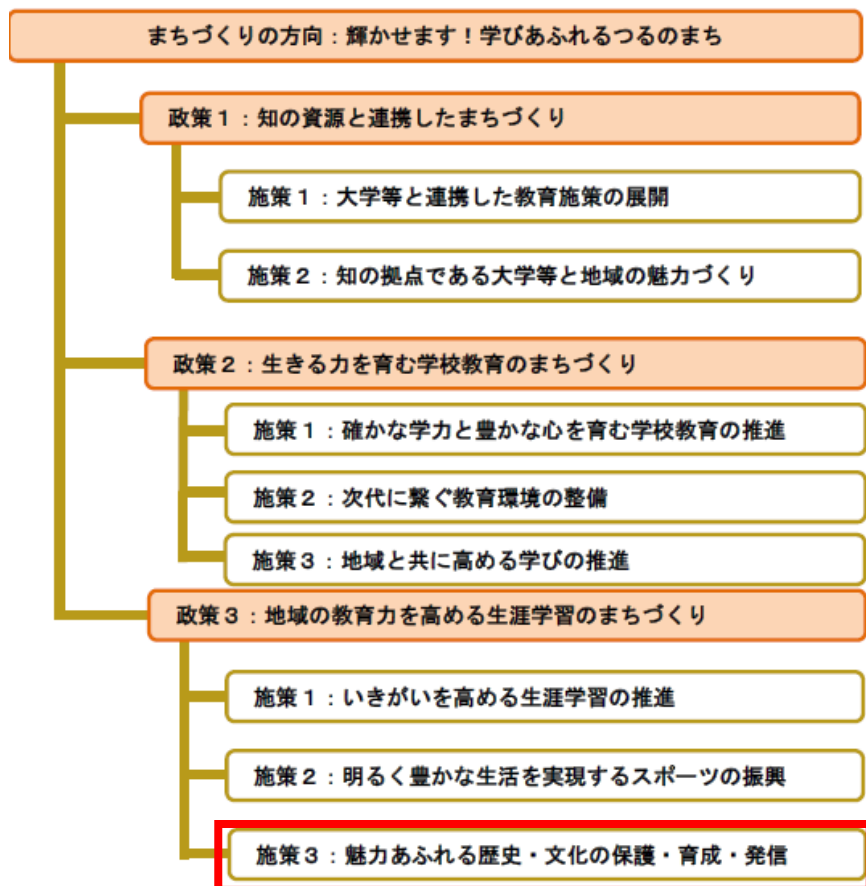
■まちづくりの方向とリーディング・プロジェクト

ひと集い 学びあふれる 生涯きらめきのまち つる



後期基本計画における文化財活用等の位置づけ

- ・文化財の活用や博物館施設の運用については、後期基本計画における「輝かせます！学びあふれるつるのまち」の「政策3：地域の教育力を高める生涯学習のまちづくり」における「施策3：魅力あふれる歴史・文化の保護・育成・発信」に位置付けている。
- ・「施策3：魅力あふれる歴史・文化の保護・育成・発信」の内容として、「本市の由緒ある歴史文化を積極的に保護・活用し、大名行列やお茶壺道中などをはじめとする歴史的行事、文化財、寺社などの特色ある文化資源などを活用し、情報発信するとともに、歴史文化のまちを後世へ伝え、伝承する体制づくりを推進します」とし、それに伴う指標（「歴史文化施設入館者数」「市民学芸員として活動している人」）を設定。
- ・新型コロナウイルス感染症に伴う様々な活動の停滞や地域の文化に詳しい方々の高齢化等に伴う担い手の減少など、地域文化に係わる人材の育成が大きな課題となっていることから、市民学芸員の活動人数を後期では新規の指標として設定した。 ※観光分野においてもシビックプライドの醸成などを設定している。



施策3 魅力あふれる歴史・文化の保護・育成・発信



本市の由緒ある歴史文化を積極的に保護・活用し、大名行列やお茶壺道中などをはじめとする歴史的行事、文化財、寺社などの特色ある文化資源などを活用し、情報発信するとともに、歴史文化のまちを後世へ伝え、伝承する体制づくりを推進します。

- ◆主要な取組
- ・芸術文化事業の推進
 - ・本市の文化資源を活用した講座等の充実
 - ・博物館、資料館等の適正な管理と展示の充実 等

成果指標

指標	算出方法	方向性	単位	現況値 (R4)	中間目標 (R7)	目標値 (R8)
この施策の満足度	「充実している」「結構充実している」の合計	↑	%	20.8	25.5	—
歴史文化施設入館者数	年度末実績 (ミュージアム都留、商家資料館、尾県郷土資料館の入館者数)	↑	人	6,300	7,600	8,200
市民学芸員として活動している人	活動している人数	↑	人	1	2	3

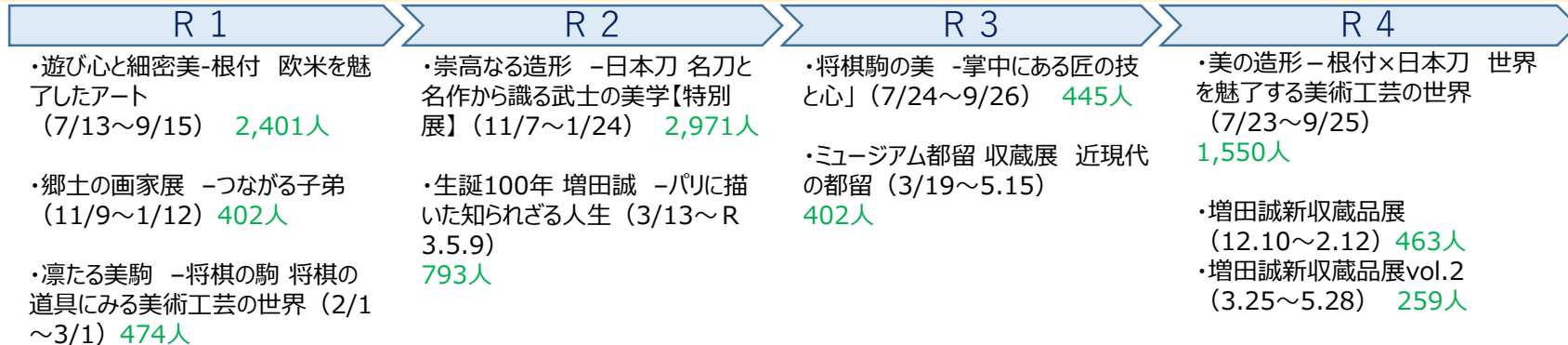
中期基本計画（令和元年度～令和4年度）における文化財・文化施設の活用状況①

○中期基本計画期間指標

指標	数値	算出方法	方向性	単位	現況値	中間目標 (2021)	目標値 (2022)
歴史文化施設入館者数	小計	生涯学習課調査	↑	人	15,200 (2017)	16,609	17,108

○ミュージアム都留

- ・中期基本計画期間の合計入館者数は計22,006人（R1：7,820人、R2：5,081人、R3：3,793人、R4：5,312人）、そのうち企画展における集客は10,160人（※一部令和5年度期間含む）となり、2017年度現況値～目標値までの想定人数（積み上げ）を大きく上回る結果となっている。新型コロナウイルス感染症の期間においても、市内外に関心の高いテーマの設定や資料の公開、SNSなどの幅広の活用によって入館者増に寄与しているといえる。
- ・反面、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う当館の日常的な活用等については制限があった。加えて中期基本計画期間において設定された企画展は、増田誠資料・収蔵資料を除く展示については、テーマ・展示資料ともに概ね都留市の地域性から離れたものであり、地域性を踏まえた学習効果やそれに伴う地域人材の育成等、数値的に測りがたい成果については課題があるものと想定される。



○商家資料館（旧仁科家住宅/都留市指定文化財）

- ・4年間の来館者数は計1,636人（R1：592人、R2：214人、R3：308人、R4：522人）である。
- ・昨年度には、かつてミュージアム都留のエントランスホールで実施していたひなまつり展を開始し、新たな地域住民の活用の中としての機能が期待される。

○尾県郷土資料館（旧尾県学校校舎/山梨県指定文化財）

- ・4年間の来館者数は計8,895人（R1：2,325人、R2：1,980人、R3：2,205人、R4：2,385人）である。
- ・令和2年度は資料館まつりを新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し中止した。また、現状においては感染症拡大前に実施していたうどん作りなどは停止している。
- ・資料館まつりにおいては、当館が所蔵する根津ピアノを活用したコンサートなどを実施している。また当資料の活用のきっかけとして、たまたま当館に立ち寄った調律師の方と現館長の縁により成立しているなど、地域の人々の繋がりが新たなきっかけになるなど、本施設が現地の位置し「拠点」となることで、文化財保護と地域活動における相互作用が生まれている。

○ミュージアム都留所在の文化財・指定年・現在の活用状況

名称	告示年	現在の活用状況
中谷遺跡土偶（山梨県指定文化財）	昭和46年	常設展示、レプリカ・グッズ作成
灰釉梅花大壺	昭和46年	常設展示
中谷遺跡出土品	昭和49年	常設展示、収蔵庫保管
中溝遺跡出土品	昭和49年	常設展示、収蔵庫保管
住吉遺跡出土品	昭和49年	常設展示、収蔵庫保管
早馬町屋台後幕「牧童牛の背に笛を吹く」	昭和 51年	八朔祭において使用（劣化）、八朔祭屋台入替に合わせて常設展示（展示ケース1枚・屋台設置 1 枚⇒年間2枚を展示）
下町屋台後幕「虎」	昭和 54年	八朔祭において使用（劣化）、八朔祭屋台入替に合わせて常設展示（展示ケース1枚・屋台設置 1 枚⇒年間2枚を展示）
馬場舟遺跡出土	昭和57年	収蔵庫保管
西畑遺跡出土品	昭和57年	収蔵庫保管
久保地遺跡出土品	昭和57年	収蔵庫保管
生出山山頂遺跡出土品	昭和57年	収蔵庫保管
堀之内原遺跡出土品	昭和57年	収蔵庫保管
宮脇遺跡出土品	昭和57年	収蔵庫保管
山梨原遺跡出土品	昭和57年	収蔵庫保管
牛石遺跡出土品	昭和57年	収蔵庫保管
山ノ神遺跡出土品	昭和57年	収蔵庫保管
三ノ側遺跡出土品	昭和57年	収蔵庫保管
仲町屋台後幕「桜に駒」	昭和62年	八朔祭において使用（劣化）、八朔祭屋台入替に合わせて常設展示（展示ケース1枚・屋台設置 1 枚⇒年間2枚を展示）
新町屋台後幕「鹿島踊り」	昭和62年	八朔祭において使用（劣化）、八朔祭屋台入替に合わせて常設展示（展示ケース1枚・屋台設置 1 枚⇒年間2枚を展示）
早馬町屋台水引幕「雲龍」	平成6年	八朔祭屋台入替に際し常設展示
新町屋台水引幕「龍」	平成6年	八朔祭屋台入替に際し常設展示

○ミュージアム都留所在の文化財・指定年・現在の活用状況

名称	告示年	現在の活用状況
仲町屋台泥幕「真鯉」	平成8年	八朔祭屋台入替・常設展示
早馬町屋台泥幕「百足」	平成9年	八朔祭屋台入替・常設展示
下町屋台泥幕「蚊」	平成12年	八朔祭屋台入替・常設展示
円通院の涅槃図	平成12年	収蔵庫保管
下町屋台中幕「三番叟」	平成12年	八朔祭屋台入替・常設展示
下町屋台水引幕「注連縄」	平成12年	八朔祭屋台入替・常設展示
下町屋台中脇幕「萩・牡丹」	平成12年	八朔祭屋台入替・常設展示
早馬町屋台中幕「裸馬群像」	平成15年	八朔祭屋台入替・常設展示
西涼寺の錦九条袈裟	平成12年	収蔵庫保管 平成25年展示
三ノ側遺跡(第二次調査)出土品	平成17年	収蔵庫保管
太平薬師堂の板碑	平成23年	収蔵庫保管

○その他市関連施設（尾県郷土資料館、八朔祭屋台展示庫）所在の文化財・指定年・現在の活用状況

名称	告示年	現在の活用状況
旧尾県学校文書	平成2年	常設展示
早馬町屋台	平成2年	八朔祭屋台入替・常設展示
下町屋台	平成8年	八朔祭屋台入替・常設展示
新町屋台	平成11年	八朔祭屋台入替・常設展示
仲町屋台	平成12年	八朔祭屋台入替・常設展示

後期基本計画における文化財行政の課題について

○定量的な数値に基づかない「担い手」の育成

- ・先述のとおり、新型コロナウイルス感染症に伴う市民活動の停滞や、場の提供の停滞、また「地域博物館」としての観点に基づく展示を中期期間でほぼ実施していないことから、将来的な地域の歴史文化の伝播・活動の「担い手」が減少している。また、これまで当館の知の蓄積のために多くの情報提供を行ってきた「担い手」が高齢化等の要因により活動ができなくなったことは大きな課題である。
- ・後期基本計画において成果指標に「市民学芸員として活動している人」を設定しているとおりに、将来的な地域の「担い手」の育成のために、市民学芸員たる人材や、多世代にわたってシビックプライドを醸成していくことは今後の課題である。
- ・現に、地域によっては「担い手」の育成において成果が出ており、とりわけ尾県郷土資料館を拠点に活動する協力会では、R5年度4月1日現在の協力会参加者は59人であり、R4年度と比較し4人増加している。また、都留文科大学学生で構成された裏山観察会と連携してイベントを実施する等、地域内外を巻き込み「担い手」の育成に寄与しているといえる。加えて、文化財の保護と活動が両輪となり活動を図っている点は地域内において他にない事例といえる。
- ・今後は市内外の成功事例や成果事例を収集しながら、個別具体的な「担い手」育成のためのスキームの検討や効果検証の手法を設定していくことが必要である。

○継続的な文化財指定業務の実施及び有効活用

- ・本市の文化財指定業務は平成23年度以降停止している。本市が所蔵する資料や本市内に位置する文化財について指定することは、資料価値の認知度の向上につながるとともに、後期基本計画における「歴史文化の保護・発信」の観点からも重要な取組である。
- ・今後の動きとしては、先行してミュージアム都留が所蔵（寄贈資料含む）する資料について改めて洗い出しを行い、個別具体的な調査を行う過程を経て、文化財審議会へ諮問を行い、継続的な指定業務につなげていく。

【イメージ】 初年度：指定候補案件の選定と調査 ⇒ 文化財審議会へ諮問 ⇒ 翌年度：文化財審議会による答申・指定

- ・また新規指定資料と併せて現行の指定済資料についても展示等、教育普及への有効的な活用を図ることが重要である。
- ・なお、**屋台後幕4点**については毎年の祭での使用といった市民活用に生かされているものの、反面、**資料の劣化が著しい現状がある**。資料の修繕・保存について、何らかのアクションが求められる（※本件については都留市博物館協議会の委員との協議の元、今後の方向性を決定する。内容については適宜文化財審議会においても共有を図る）

○都留市文化財保護条例

第4条 教育委員会は、市の区域内に存する有形文化財（法第27条第1項の規定により重要文化財に指定されたもの及び県条例第4条第1項の規定により山梨県指定有形文化財に指定されたものを除く。以下同じ。）のうち重要なものを都留市指定有形文化財（以下「市指定有形文化財」という。）に指定することができる。

2 教育委員会は、前項の規定による指定をするには、あらかじめ指定しようとする有形文化財の所有者及び権原に基づく占有者の同意を得なければならない。ただし、所有者又は権原に基づく占有者が判明しない場合は、この限りでない。

3 教育委員会は、第1項の規定による指定をするには、あらかじめ都留市文化財審議会に諮問しなければならない。